

参考

基幹統計調査の承認の状況

(令和7年11月分)

令和7年12月24日
総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
人口動態調査	厚生労働大臣	<p>以下のとおり、調査計画を変更</p> <p>① 調査事項の変更 民法(明治29年法律第89号)の改正を受けて、戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)で規定されている離婚届の様式が変更されたことに伴い、離婚票の調査事項を変更</p> <p>② 調査事項の変更等に伴い、集計事項を変更</p>	R7.11.7

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかつたものを整理している。